

第3回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

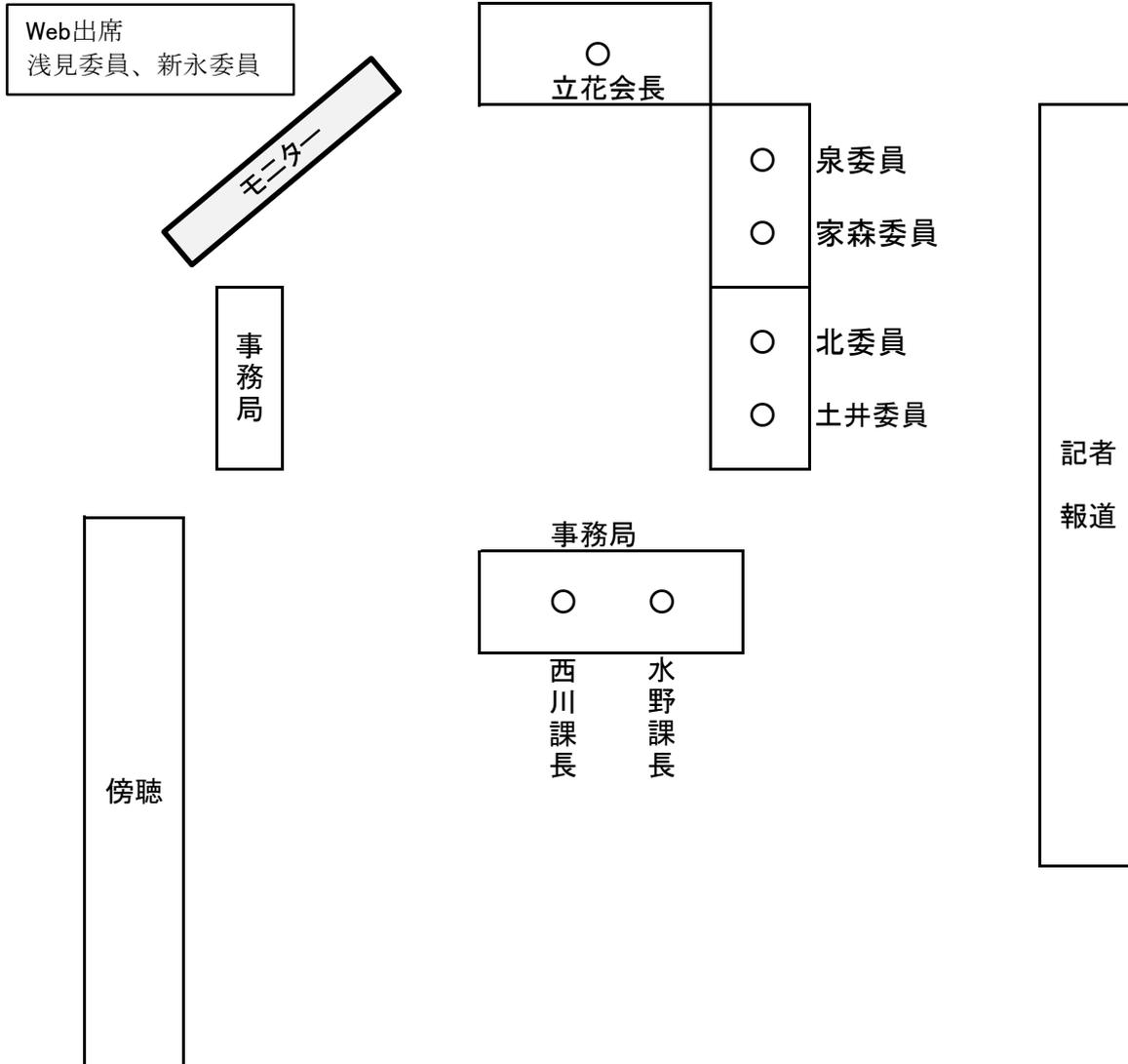
氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	WEB出席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	欠 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	WEB出席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	欠 席

2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

第3回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館
5-D



(出入口)

滋賀県分収造林事業あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3回滋賀県分収造林事業あり方検討会

『今後の検討の方向性について』

令和7年(2025年)2月20日(木)
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

目次

contents

1.	検討スケジュールの変更	1
2.	前回までの検討状況	2
3.	論点整理	3
4.	論点検討	4
5.	想定されるあり方の方向性	10

▶ 検討スケジュール

○ 当初、3回目の検討会で今後の方針を議論するスケジュールとしていたが、まだ検討や議論が尽くされていない論点があるため、検討スケジュールを変更し、今回は、前回までの議論を踏まえた方向性について論点整理を行うこととする。



▶ 前回までの検討状況

▶ 第1回検討会の振り返り

伐採可能材積量の試算

航空レーザ計測による森林解析結果から伐採可能事業地の森林資源量を抽出
2,198,017m³

●事業実績と現場状況を勘案
 施業率の低減 (長期計画100%) → 26%
 利用率の低減 (長期計画70%) → 61%
 伐採回数の減少 (長期計画4回) → 3回

伐採利用可能材積量
256,000m³
 (長期経営計画比：約14%)

長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	-

★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない
 長期経営計画で定める債務弁済の達成が困難な状況

▶ 長期経営計画における経営評価結果 (R6.11時点)

森林整備

	計画	R5末実績	達成率	評価結果
保育間伐	2,596ha	1,513ha	58%	×
獣害対策	1,421ha	3,705ha	261%	○

木材生産

	計画	R5末実績	達成率	評価結果
伐採面積	499ha	314ha	63%	×
伐採材積	97,331m ³	69,083m ³	71%	×
伐採収益	1,439百万円	456百万円	32%	×

健全な運営

	計画	R5末実績	達成率	評価結果
分取割合変更	14,752ha	11,741ha	80%	×
不採算林解約	10,180ha	7,871ha	77%	×
契約期間延長	14,752ha	14,093ha	96%	×

▶ STEP 02 SWOT分析

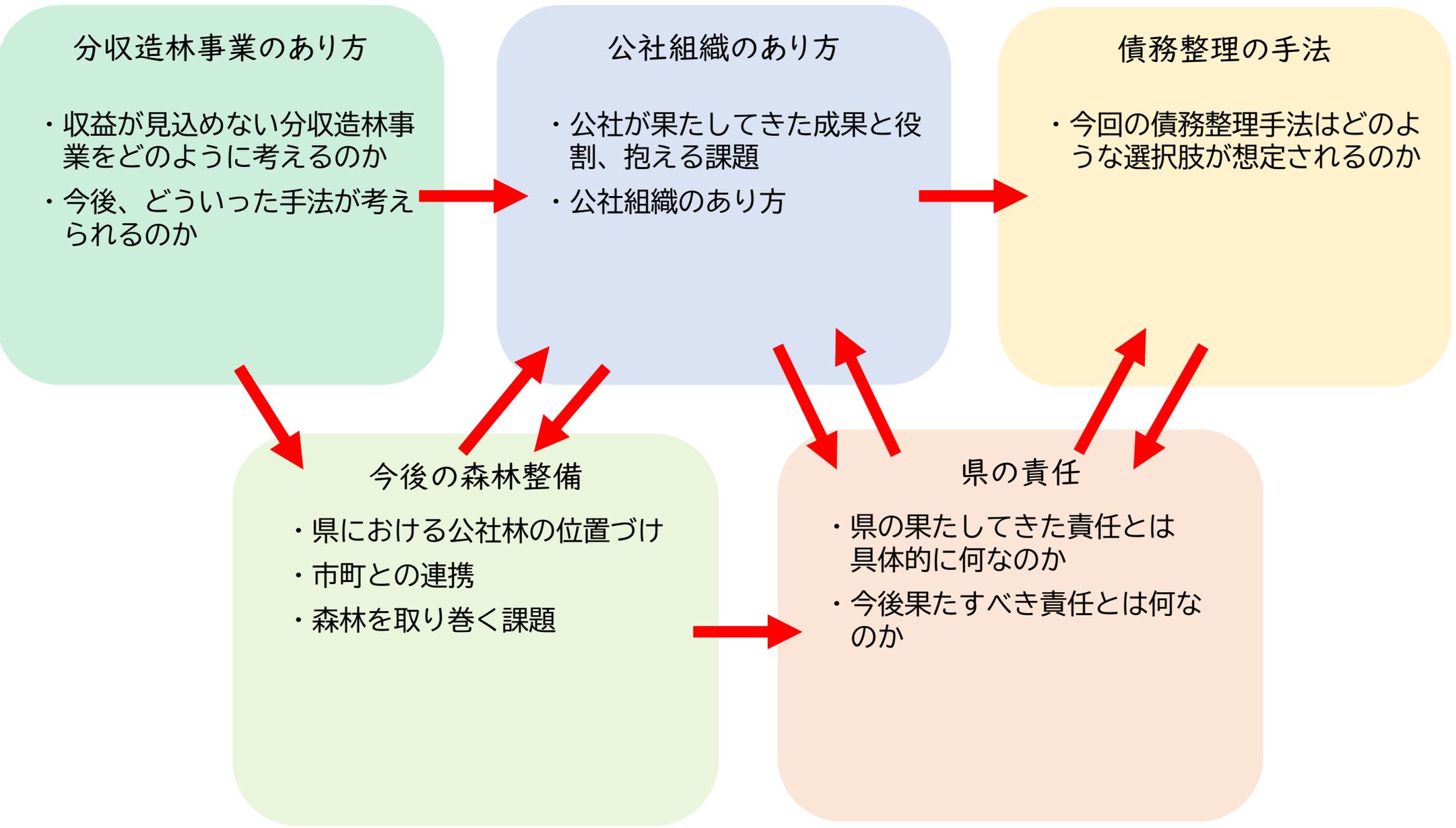
分析：公社経営に対する脅威から回避、撤退するために**長期経営計画の修正が必要**

		外部環境要因	
		【O：機会】	【T：脅威】
内部環境要因	【S：強み】	推進戦略 (強み×機会) ・ 公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進 ・ 森林価値の積極的説明と理解促進 ・ J-クレジット創出	回避戦略 (強み×脅威) ・ 森林資源情報を活用した効率的な整備 ・ 事業地の実態に則した計画内容への修正
	【W：弱み】	改善戦略 (弱み×機会) ・ 市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化 ・ 企業連携による森林整備 ・ C材、D材(林地残材)の積極的な生産	撤退戦略 (弱み×脅威) ・ 長期収支見通しの下方修正 ・ 分取造林事業の廃止

- 木材価格が低迷する現在の社会経済情勢では、伐採収益を原資に債務を弁済するスキームが事実上破綻状態
- 公社経営に影響を及ぼす外部環境要因を公社の経営努力だけで、対処・回避することは極めて難しい
- そのため、木材価格が大幅に上昇したり、生産性や効率性が飛躍的に上昇するような技術革新が起こらない限り、**目標の下方修正や事業からの撤退を視野に検討せざるを得ない**
- 一方で、今後の森林整備に対する懸念や危機感についてのご意見、ご批判も多くいただいております。将来の森林のあり方を含めた**トータルコーディネートが必要と認識**

▶ 論点整理

○これまでの検討会での議論・検討を踏まえ、さらに議論が必要な論点を抽出



論点検討① 県の責任

★ 委員からの主な意見

- ・ 将来的な森林管理から県が撤退することは絶対に避けるべき。
- ・ 県が市町に任せることなく、継続して公益的機能について考えることが必要ではないか。
- ・ 滋賀県は琵琶湖を預かっている。水源林を守る意味でも奥地林を含めてより良い森林を目指すのが、滋賀県全体にとっても賢明な考え方ではないか。

県が造林公社を通じて果たしてきた責任とは・・・

県民への責任

- ・ 900億円超の債務免除を行い存続させた造林公社の経営改善を行う責任
- ・ 二度と同じ過ちを繰り返さないために指導・監督、助言を行ってきた

<現状>

- 経営改善を果たせず計画が破綻
- 2度目の造林公社問題解決へ

自然への責任

- ・ 県内に人工的に造林した約2万haの針葉樹林の管理責任
- ・ 森林の循環利用による適度な森林環境の形成と生態系保全への寄与

<現状>

- 分収造林事業を通じた公社林管理
- 森林を取り巻く新たな課題の発生

下流への責任

- ・ 琵琶湖総合開発に基づき、下流自治体の支援を受け、拡大造林を実施
- ・ 琵琶湖保全再生法の制定、施行
- ・ 以降、下流域への水供給のため、琵琶湖の水源林を守り育ててきた

<現状>

- 琵琶湖を国民的資産に位置付け
- 湖沼の大切さを世界へ発信

これから果たしていくべき県の責任は・・・

県民への責任

子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

自然への責任

県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

下流への責任

将来的に森林の水源涵養機能を維持し、近畿1,450万人の**水源を守り続ける責任**

論点検討② 分収造林事業のあり方

◎ 委員の意見を踏まえ、事業継続により公社経営を成り立たせることは限りなく困難であると認識。

★ 今後の方向性として、**事業の廃止（収束）**もしくは、**皆伐再造林の選択肢を検討**

◎ 委員からは事業の継続に対して厳しい意見

- ・ 長期経営計画は意味を成していないのではないか
- ・ 分収造林事業で採算が採れないのは明らか
- ・ 188億円に見合う伐採収益を出すのは不可能
- ・ 採算林で皆伐再造林してはどうか



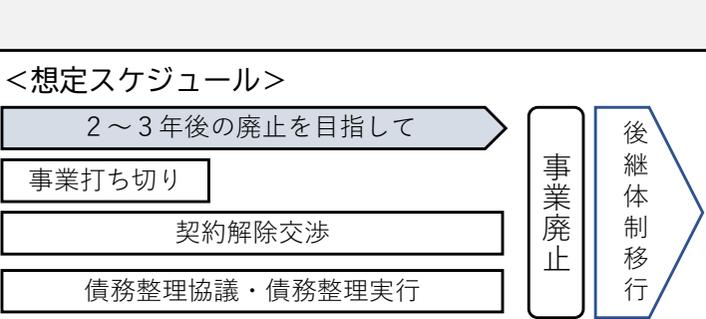
◎ 長期経営計画の分析（第2回）

- ・ 長期経営計画はほとんどの項目で未達成。
- ・ 特に伐採収益の項目は計画比32%の進捗
- ・ 公社経営に対する脅威を公社努力だけでは解決不可能
- ・ 回避、撤退のための計画修正が必要

案1 短期的に廃止

<手法>

- ・ 2～3年で契約を解除し、森林を所有者へ返還
- ・ 残債権全額を整理することで事業廃止

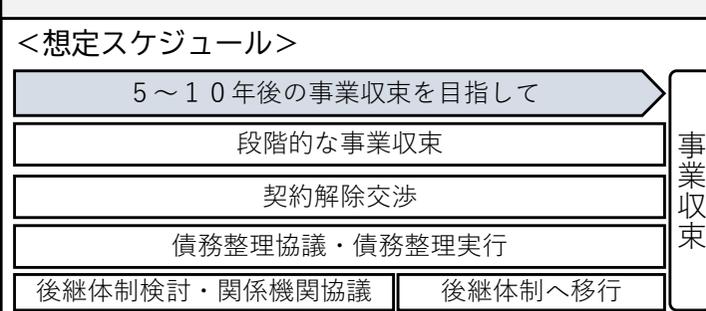


メリット	県の財政的負担が無くなる 将来の不確定要素に左右されず、 迅速な問題解決が可能
デメリット	事業中止に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性 契約者との信頼関係悪化の懸念 森林組合へ負担が集中

案2 中長期的に収束

<手法>

- ・ 一定の条件を満たす事業地のみで搬出間伐
- ・ 並行して、契約解除・債務整理を進める
- ・ 概ね5～10年後を目途に事業収束を図る

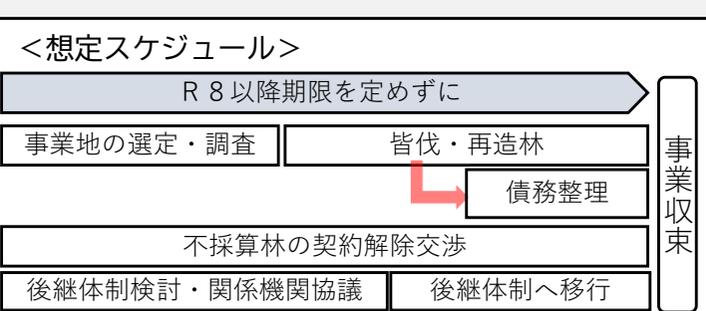


メリット	段階的な収束を図ることが可能
デメリット	県の財政的負担が当面的間継続 事業収束に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性

案3 皆伐・再造林後に収束

<手法>

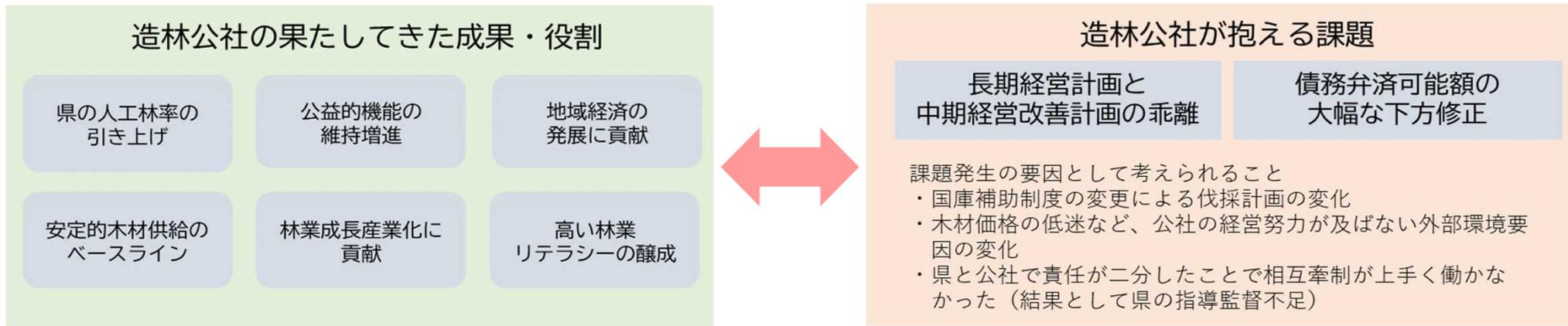
- ・ 再造林可能な採算林で公社が皆伐再造林を実施
→完了後契約解除、保育は所有者責任
- ・ 完了後に残った事業地の契約を解除し廃止



メリット	当面の間、一定の生産量を維持 伐採収益による債務圧縮効果 長スパンでの弾力的な体制移行
デメリット	県の財政的負担が長期間継続 皆伐による水源涵養機能への影響 再造林への不安・保育費用の捻出

論点検討③ 公社組織のあり方

- ◎ 公社の果たしてきた事業成果や役割については大きく評価。県勢発展の一翼を担ったと認識。
- ◎ 一方で県財政には歴史に残る大きな傷跡を残し、今般債務問題が再燃。再度のあり方検討を実施。
- ★ 今後の方向性として、「解散」、「経営を縮小し存続」、「新たな役割を与え存続」、「県組織に吸収」の4案で検討



①解散

- 再度の債務整理が必要となる点や、長期経営計画、分収造林事業破綻のケジメを付ける意味も込め、公社を解散。

メリット	県の財政的負担が無くなる
デメリット	公社プロパー職員の処遇調整 県としての責任の果たし方に疑問

②経営を縮小し存続

- 事業縮小、資産整理の上で存続させる。
- それでも今後も一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリット	現状体制の維持により対外的影響を最小限に抑える
デメリット	県の財政的負担が継続 県民理解が得られるか 事実上の問題解決の先送りに過ぎない

③新たな役割を与え存続

- 公社に分収造林事業廃止後の新たな役割を与えて存続させる。
- それでも一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリット	公社という団体が残ること 後継体制への移行がスムーズ
デメリット	県の財政的負担が継続 新たな役割の担い手として公社がふさわしいのか

④県組織に吸収

- 公社は解散とするが、現行体制を県組織に吸収し、県直営の後継体制として活用
- 公社会計は、特別会計とし区分経理

メリット	県のリソースを柔軟に活用可能 責任の所在を県に一元化
デメリット	機動性や柔軟性、会計の透明性の低下

論点検討④ 債務整理

委員意見：今回の債務整理においてはどんな手法がとれるのか。

全国的には第三セクター債による債務整理が多い

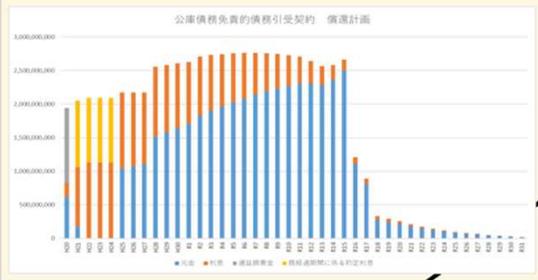
○他都府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用（10府県））

区分		内容
公社解散	他団体へ事業譲渡（1県）	群馬県（H25★） ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率6割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
	直営で管理（5県）	岩手県（H19）、栃木県（H25★）、神奈川県（H22★）、山梨県（H28★）、奈良県（H28★）
	森林組合へ委託（8府県）	青森県（H25★）、茨城県（H22）、福井県（H25）、愛知県（H25★）、京都府（H26★）、広島県（H27★）、愛媛県（S55）、大分県（H19）
公社存続	公社継続【債務整理】（2県）	宮城県（H25★）、 <u>滋賀県（H22）</u>
	公社継続【経営改善】（21都県）	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県（※）、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県

滋賀県では、前回、特定調停を選択

<公庫債務 → 滋賀県が免責的債務引受>

引き受け債務総額：690億円
（元金：444億円 利息等：246億円）
弁済期間：2008年～2049年（42年間）



<各団体からの借入金>

<旧滋賀県造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を一定の割引率で現時点まで割り戻し、現在価値額を算出。現在価値額の受け取り方法および債権放棄額を以下2案から、各団体の判断により選択した。
将来の経営で弁済可能な総額：67億円 割引率4%（特定調停で決定）
★現在価値額：約31億5,000万円

- ①一括弁済（滋賀県が一般財源により資金を準備）
・現在価値額で一括弁済を受け、債権額との差額を債権放棄
大阪府、大阪府、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水運企業団
 - ②長期分割弁済（公社が伐採収益により資金を準備）
・現在価値に割り戻さず、今後の伐採収益から長期分割弁済
・債権額と弁済可能額の差額を債権放棄
滋賀県（残債権約65億円）、兵庫県（残債権約2億円）
- <旧びわ湖造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を将来の伐採収益により長期分割弁済を行う。 滋賀県（残債権約121億円）

○ 今回の場合、債務整理についてはいくつかの手法が想定される

①任意整理

- ・ **当事者間での任意での協議**により債務整理を行うもの
- ・ 一括弁済、一部弁済、債権放棄などの柔軟な解決策が模索可能。
- ・ 債務整理に法的根拠が伴わないため、丁寧な説明が必要。

②特定調停

- ・ 債務者の経済的再生を図るため、債務者の負っている**金銭債務の利害調整を裁判所を通して行う手続き**
- ・ 前回と同様の選択肢となるため、再度、**債務の大部分の圧縮が予想**される。

③破産整理

- ・ **債権者もしくは債務者が裁判所へ破産申し立て**を行い、破産管財人を立て、債務整理を行う。
- ・ **公社財産の売却により弁済資金を捻出**するが、債務全額に充当できなければ債権放棄することになる。

現時点では、**全ての選択肢についてフラット**な状況。今後の方向性としては、早期の解決を目指し、どの手法を選択するのも含めて、**当事者間での任意協議を早急に進めたい。**

論点検討⑤ 今後の森林整備

視点① 滋賀県における公社林の位置づけ

滋賀県の人工林面積における公社林面積の割合は全国トップ

滋賀県	16.04%	秋田県	5.89%
富山県	13.63%	埼玉県	5.09%
石川県	13.46%	宮城県	4.50%
岡山県	12.19%	福島県	4.45%
長崎県	10.52%	鹿児島県	3.95%
島根県	10.09%	高知県	3.38%
鳥取県	9.95%	徳島県	3.17%
山形県	8.32%	長野県	2.89%
兵庫県	8.15%	熊本県	2.77%
山口県	6.74%	宮崎県	2.36%
新潟県	6.24%	和歌山県	1.51%
岐阜県	6.23%	東京都	0.04%

他県と比べても公社林の重要度は高い

<さらに・・・>

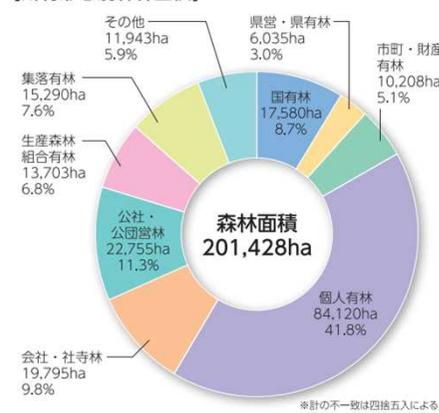
滋賀県では4割が個人有林

県の行うゾーニングでは
環境林に位置付け

奥地水源林としての役割が
大きい



【所有形態別森林面積】



契約を解除すれば、大半の公社林が個人有林へ
将来的な奥地水源林の管理に大きな不安

視点② 市町による経営管理の実情

滋賀県の実情として、林業専門職員は滋賀県に集中

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人

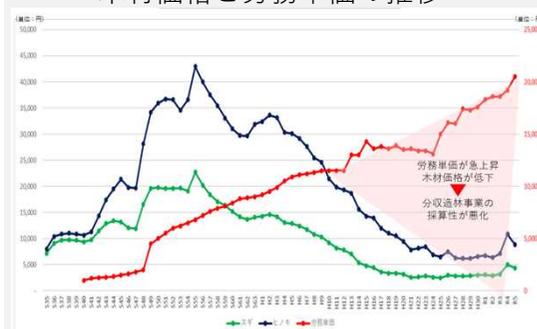
森林経営管理制度の進捗状況が全国平均以下

意向調査実施率	5%
全国平均実施率	10%

市町の専門性、
マンパワー不足
が深刻化

視点③ 森林を取り巻く社会問題

木材価格と労務単価の推移



年齢区分別の人口推移予測



※国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に作表

林業採算性の低下に森林所有者の少子高齢化が拍車をかけ、**未整備森林、放置林の増加が懸念**される。

論点検討⑤ 今後の森林整備

視点④ 奥地水源林は誰が守るべきなのか

現状、市町が森林経営管理制度に基づき管理
県は市町の取組を側面支援



前述の市町の体制、
県の関わり方を踏まえれば、今の取組では、
どう頑張っても奥地水源林の保全はできない。

県（公社）の役割の見直しを含め、奥地水源林管理のための
新たな仕組み・体制が必要ではないか？

視点⑤ 奥地水源林の管理の重要性

◎滋賀県の森林は

- 近畿1,450万人の暮らしを守る水源林
- 貴重な二酸化炭素の吸収源
- 生物多様性の宝庫
- 緑の社会資本

社会経済情勢の変化により、
放置林、未整備森林の増加が懸念

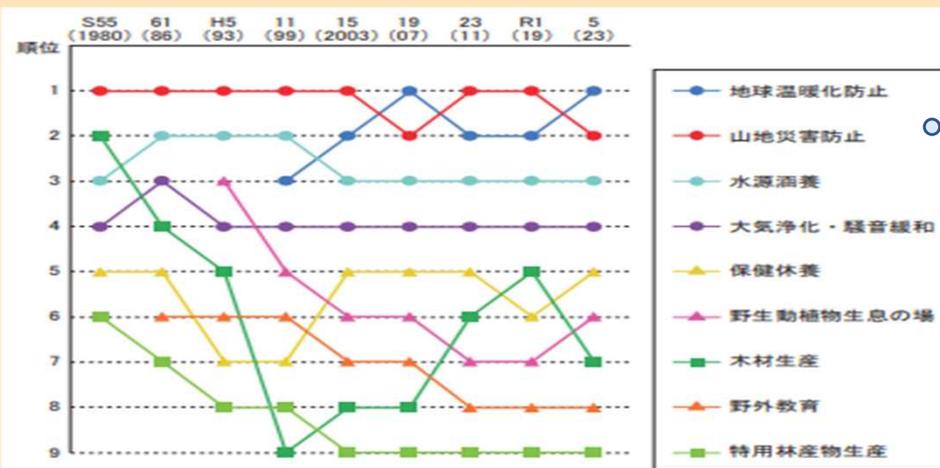
森林の公益的機能の
低下につながるおそれ

現実と理想に
ギャップ

森林の公益的
機能発揮への
期待が大きい

視点⑥ 県民・下流府県民が何を求めているのか

資料1-4 森林に期待する働きの変遷



※令和5年度森林・林業白書から抜粋

今後の方向性としては、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理**の3案を想定
具体的な方法論については、森林審議会では審議・検討

➤ 想定されるあり方の方向性

- 議論活性化のため、各論点で示した選択肢を組み合わせた方向性を4案例示
- 次回の検討会では、今回の議論を踏まえた県としての最適解をあり方の方針として提示したい

		方向性案	概要
短 ↑ 問題解決にかかる時間 ↓ 長	案1	分収造林事業 公社組織 森林整備	分収造林事業：短期的に廃止 公社組織：解散 森林整備：全契約を解除→所有者責任による管理へ
	案2	分収造林事業 公社組織 森林整備	分収造林事業：中長期的（5年を目途）に収束 公社組織：経営を縮小し存続 森林整備：採算林 → 森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林 → 公社で公的管理
	案3	分収造林事業 公社組織 森林整備	分収造林事業：中長期的（5年を目途）に収束 公社組織：解散し、県組織に吸収 森林整備：採算林 → 森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林 → 県と市町の広域連携による公的管理
	案4	分収造林事業 公社組織 森林整備	分収造林事業：採算林を皆伐再造林後に収束 公社組織：木材搬出+新たな役割を与え当面存続 森林整備：不採算林は公社による公的管理を当面継続